

— 厚生労働大臣が定める揭示事項 —

■ 当院は以下の指定医療機関です。

・保険医療機関 ・難病指定医療機関 ・生活保護法指定医療機関 ・医療措置協定指定医療機関

■ 医療 DX 推進体制整備について

当院では質の高い医療を提供するためマイナンバーカードを使用したオンライン資格確認により取得した診療情報を閲覧・活用できる体制を整えております。また、診療報酬審査支払機関への請求についてはオンライン請求をおこなっております。

なお、電子処方箋および診療情報共有サービスの導入について院内、電子カルテベンダと調整をしております。

■ 診療時間について

当院は月～水、金、土の午前診療 9：00～12：30 午後診療 14：00～18：00 を診療時間と 定めています。

■ 明細書について

当院では患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から領収書とともに明細書を無料で発行いたします。また、医療費の自己負担がない方についても明細書を無料で発行いたします。

■ 発熱外来について

当院では感染管理者である院長が中心となり、職員全員で院内感染対策を推進します。 患者様の受診歴の有無にかかわらず、発熱その他の感染症を疑わせる患者の外来診療に対応します。発熱症状のある患者様は受診前に当院へご連絡ください。

（電話番号：0564-64-7605）

■ お薬について

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進を図るとともに医薬品の安定供給に向けて取り組んでおります。医薬品の供給不足などにより患者様へお渡しする医薬品が変更となる可能性があります。適切に対応できる体制を整備しております。院外処方にてお薬を処方する場合、後発医薬品のある医薬品については特定の医薬品名を指定するのではなく一般名処方をおこなう場合があります。

※一般名処方...お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。供給不足のお薬であっても有効成分が同じ別の商品名のお薬が選択できるようになり患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

■ お薬の長期処方について

当院では患者様の状況に応じて28日以上長期処方の投薬を行うことが可能です。

なお長期処方が可能かどうかは病状に応じて担当医が判断いたします。

■ 長期収載品の選定療養について

患者様の希望により長期収載品を処方した場合に長期収載品と後発医薬品の差額4分の1相当の金額を選定療養費としてご負担いただきます。

■ 院内禁煙と禁煙外来について

当院は院内禁煙を実施しております。敷地内全面禁煙となりますのでご協力をお願いします。また禁煙治療を保険診療でおこなっておりますので、治療を希望される方はご相談ください。

■ 当院では以下の診療報酬施設基準を整備し東海北陸厚生局に届出（必要な加算については）したうえで算定しています。

- | | |
|--------------------|-------------------|
| • 医療情報取得加算 | • 医療 DX 推進体制設備加算 |
| • 明細書発行体制加算 | • ニコチン依存症管理料 |
| • 外来感染症対策向上加算 | • 一般名処方加算 |
| • 外来栄養食事指導料 | • 肝炎インターフェロン治療計画料 |
| • 糖尿病合併症管理料 | • CT撮影及びMRI撮影 |
| • 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料 | |
| の注2に規定する遠隔モニタリング加算 | |